

自治会・行政連絡機構

調整方針

制度等については、現行の制度を継続するものとし、合併後すみやかに調整する。

ただし、町内会館等建設補助等については、合併時に新たな要綱を制定する。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
制 度	自治会制	区長制	区長制	自治会制	区長制	区長制	—
区等の数	43	11	21	13	22	16	126

制度的には、渋川市と子持村が自治会制を他の町村が区長制をとっています。

広報の配布など行政との関係では、各市町村とも同様な業務を行っていますが、自治会制度の委託料やコミュニティー助成、区長制の報酬や区運営費補助金などについては、制度制定の経過や内部組織、活動内容の違いから、かなりの相違点があります。合併時までこれを統一することは、難しいことから当面の間は現行どおりとし、新市において調整することとなりました。

消防・防災関係

調整方針

- 1 防犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については、現行の制度を継続するものとし、新市において調整する。
- 2 地域防災計画については、各市町村の地域防災計画を基本とし、新市において速やかに策定する。
- 3 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において速やかに整備するものとする。

防犯灯の電気料については、渋川市が1/3補助、伊香保町が1/2補助、他の村は全額村負担となっています。防犯灯の新設・修繕については渋川市が1/2以内の補助限度額を設けている他は、全額町村負担となっています。

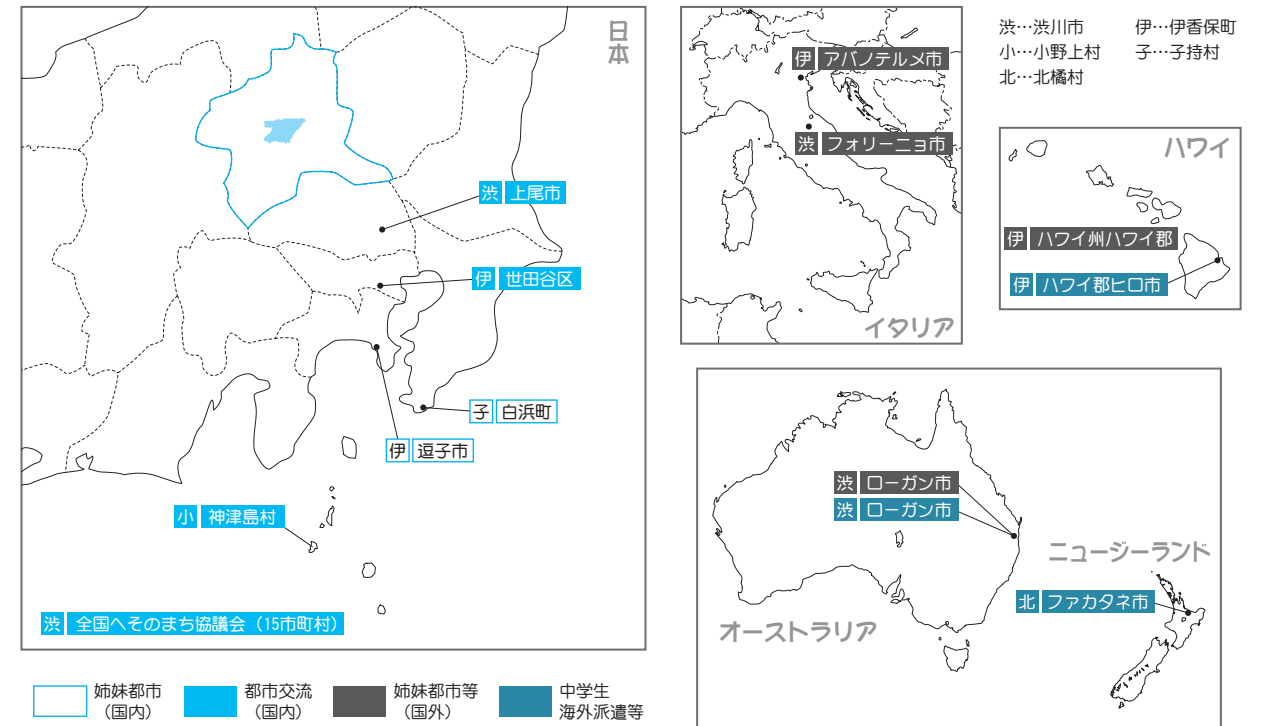
これは「自治会・行政連絡機構」の委託料や補助金との関連もあることから、新市において調整することになりました。

姉妹都市・国際交流等

調整方針

- 1 都市交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ新市において調整する。
- 2 国際交流事業については、現行のまま新市に引き継ぎ新市において調整する。
すべて現行のまま新市に引き継ぎますが、交流を始めた経過や実績、国内交流については相手先も合併問題を抱えている都市もあること、また、交流都市が多くなることなどから、新市において調整を図ることとなりました。
なお、中学生派遣については、地域性や公平性を考慮して内容を検討します。

各市町村の姉妹都市・友好都市等



電算システム

調整方針

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないように合併時に統合する。ただし、単独処理システムについては、新市において調整する。

主な電算システムとして、次のようなものがあります。

- ①住民情報システム……住民票や戸籍、印鑑証明、外国人登録など
- ②税情報システム……税金の課税・収納管理、税照会証明、固定資産管理など
- ③福祉関連システム……児童手当、生活保護、障害者支援費管理など
- ④上下水道システム……上下水道料金収納管理、下水道受益者分担金管理など
- ⑤その他……介護保険、給食管理、図書検索、農地情報管理など

すべて、住民のみなさんの生活に密接に関係するものですから、どこの支所でも本庁と同じように便利で安定したサービスをみなさんに提供できるよう、合併時にシステムを統合します。

住民窓口業務

調整方針

- 1 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例による。ただし、世帯単位ではなく、個人単位の閲覧とする。
- 2 印鑑登録事務については、合併時に渋川市の例による。
- 3 昼休みの窓口対応については、現行どおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例による。
昼休みの窓口は、すべての市町村で行っているため現行どおりとします。夜間